

動物を虐待から守るための法整備を求める意見書

動物の不適正な多頭飼育は、不衛生な飼育環境により動物のいのちが脅かされるだけでなく、飼い主の健康状態の悪化や、悪臭や騒音などによる周辺の生活環境への影響があることから、大きな社会問題となっています。

このような多頭飼育問題を解決するためには、さまざま問題を抱えている多頭飼育のケースごとに、関係機関が連携して、避妊去勢手術の実施を含めた適正飼養を指導、助言し、飼い主だけでは解決が困難な場合は、自治体による動物の保護を行うことにより、適正飼養が可能な範囲に動物の数を抑制することが重要です。一方で、自治体が動物を保護する場合、飼い主に動物の所有権を放棄させることが必須条件となりますが、環境省が実施したアンケートによると、約8割の自治体が、動物の保護が進まない理由として、飼い主が動物の所有権を手放さないことを挙げています。

こうしたことから、不適正な多頭飼育が放置され、事態が悪化することを避けるためには、飼い主に同意を得ることなく、自治体が緊急的に一時保護することも必要です。

しかしながら、現在の動物の愛護及び管理に関する法律（以下、「動物愛護管理法」という）では、適正に飼養管理していない飼い主に対して、周辺の生活環境が損なわれている場合や動物が虐待を受けている恐れがある場合に、事態を改善させるための勧告・命令・立ち入り検査や罰則の規定はあるものの、自治体が動物を緊急的に一時保護できる規定はありません。

つきましては、動物愛護管理法の趣旨に則り、動物のいのちを守り、周辺の生活環境の悪化を防ぐため、動物愛護管理法第44条に違反した虐待、多頭飼育等による飼育崩壊、不衛生な環境でのネグレクト等が認められた場合、飼い主の同意を得ることなく、緊急的に動物を保護できるよう法整備を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年3月16日

福島県西郷村議会

内閣総理大臣 様
経済産業大臣 様
環境大臣 様
農林水産大臣 様